

四日市市上下水道局管理規程第 6 号

四日市市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 3 月 24 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道条例施行規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（ディスポーザ排水処理システムの維持管理）</p> <p>第 19 条 <u>ディスポーザ排水処理システム</u>（以下「システム」という。）の利用者は、そのシステムの維持管理を条例第 5 条第 2 項第 5 号イに基づき実施し、当該維持管理に関する資料を作成のうえ、当該資料を作成後 3 年間保存しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>	<p>（ディスポーザキッチン排水処理システムの維持管理）</p> <p>第 19 条 <u>ディスポーザキッチン排水処理システム</u>（以下「システム」という。）の利用者は、そのシステムの維持管理を条例第 5 条第 2 項第 5 号イに基づき実施し、当該維持管理に関する資料を作成のうえ、当該資料を作成後 3 年間保存しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（上下水道局管理部生活排水課）